

泉佐野市集中改革プラン

平成18年3月

泉 佐 野 市

目 次

○ はじめに -----	1
事務事業の再編・整理、廃止・統合 -----	2
1 事務事業の再編整理等の目標 -----	2
2 事務事業の再編整理等を行う際のスキーム-----	2
民間委託等の推進 -----	3
1 公の施設についての取組目標 -----	3
2 公の施設以外の施設についての取組目標 -----	5
3 その他の事務についての取組目標 -----	5
定員管理・給与の適正化 -----	6
1 定員管理の適正化 -----	6
2 給与の適正化 -----	7
3 定員・給与の公表 -----	9
第三セクターの見直し -----	10
1 既存法人の見直し -----	10
2 監査・点検評価・情報公開の体制等 -----	11
3 第三セクターの役職員と給与の見直し -----	11

経費節減等の財政効果	12
------------	----

1 歳入関係	12
--------	----

2 歳出関係	14
--------	----

地方公営企業の見直し	18
------------	----

【病院事業】

1 経営改革の推進	18
-----------	----

2 定員管理・給与の適正化	20
---------------	----

3 経費節減等の財政効果	22
--------------	----

【水道事業】

1 経営改革の推進	24
-----------	----

2 定員管理・給与の適正化	25
---------------	----

3 経費節減等の財政効果	27
--------------	----

【下水道事業】

1 経営改革の推進	29
-----------	----

2 定員管理・給与の適正化	30
---------------	----

3 経費節減等の財政効果	33
--------------	----

【宅地造成事業】

1 経営改革の推進	35
-----------	----

2 経費節減等の財政効果	36
--------------	----

○ はじめに

<行財政改革の取組状況>

本市の行財政改革については、平成 12 年 5 月の行財政改革推進計画の策定以来、平成 13 年 11 月の行財政改革推進計画第 2 次実施計画策定、平成 14 年 9 月の財政健全化計画策定といった幾度かの改定経過を経ながら、財政の健全化に取り組んできましたが、この間、景気低迷による税収の大幅減収のため財政状況は好転せず、財政再建準用団体への転落の危機が目前に迫った平成 16 年 3 月に「財政非常事態宣言」を発するに至りました。これを受けて平成 16 年 6 月に策定した財政健全化修正後計画は、これまでにない厳しい内容となる健全化項目を盛り込み、平成 18 年度末に実質収支赤字（累積赤字）を解消する目標を掲げたものです。

財政健全化修正後計画の進捗状況としては、平成 15 年度の約 30 億円の累積赤字を平成 16 年度に約 25 億円に縮小し、現段階では、平成 17 年度に約 10 億円圧縮する計画目標に沿って進んでいます。また、三位一体の改革や税収動向などの多少の状況変化がある中でも、最終的には、平成 18 年度に更に約 15 億円圧縮して約 1 億円の累積黒字とする計画目標の達成をめざして取り組んでいるところです。

<集中改革プランの策定方針>

本市の財政健全化計画は、財政危機を回避し、平成 18 年度累積赤字解消を最大目標としており、内容的には経費削減を主に、基金活用や遊休財産売却などの臨時的収入に頼った緊急措置的な色彩の計画となっていますが、平成 19 年度以降の持続可能な行財政運営を考えたとき、スリムで効率的な行政を構築するための中期的な計画を策定する必要があります。

国においては、平成 16 年 12 月に「今後の行政改革の方針」（新行政改革大綱）を閣議決定し、これを踏まえて平成 17 年 3 月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）は、全国の自治体に集中改革プランの策定及び公表を助言したものです。

集中改革プランは、平成 17 年度を起点として平成 21 年度までの行財政改革の具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画であり、市町村においては定員管理の適正化、給与の適正化をはじめとする 6 項目を中心に平成 17 年度中に公表するものとされております。

本市としては、財政健全化計画の計画期間後の方向性を示していく必要性からも国の助言に基づく集中改革プランを策定し、他の自治体との比較を容易にして広く市民の皆さまに情報を共有していただき、より効率的な自治体経営並びに新たな市民ニーズにも対応できる財政基盤の確立に向けて取り組んでいくこととします。

事務事業の再編・整理、廃止・統合

1 事務事業の再編整理等の目標

(1) 平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間における再編・整理等の目標

【財政健全化修正後計画の平成 17 年度個別計画項目】

個人給付等扶助費のうち、母子家庭給付金、遺児助成事業、障害者福祉給付金、難病患者見舞金、寝たきり老人介護手当の廃止

イベント・行事等のうち、つばさのまちフェスタ、郷土芸能の集いなどの市負担廃止又は自主運営化

その他事務事業のうち、違法駐車等防止活動業務委託、資源ごみ袋配布事業、福祉タクシー借上事業の廃止

補助費等のうち、し尿汲み取り補助金、人権教育研究会委託、教育推進委託の廃止

投資的経費のうち、高齢者住宅改造助成事業、重度障害者住宅改造助成事業の廃止

【財政健全化修正後計画の平成 18 年度個別計画項目】

補助費等のうち、市税前納報奨金、国民健康保険料前納報奨金の廃止

【財政健全化修正後計画の平成 19 年度個別計画項目】

個人給付等扶助費のうち、敬老祝金支給事業の廃止

【財政健全化修正後計画の個別計画項目以外】

その他事務事業のうち、市民相談員の配置の廃止（平成 17 年度）

補助費等のうち、市税納税貯蓄組合補助金、国民健康保険料納付組合補助金の廃止（平成 18 年度）

2 事務事業の再編整理等を行う際のスキーム

(1) 当該スキームの内容、基本的考え方

平成 18 年度までの財政健全化計画の計画項目のうち、事務事業の再編整理等に関する項目は、平成 19 年度以降も引き続くものとし、国の制度改正や新たなニーズのある事務事業などについては、行政評価の考え方に沿って見込まれる活動指標と成果指標となるべき目標値などの基礎資料を基に当該事務事業の必要性・妥当性・有効性等を評価し、既存の類似事業の廃止又は統合を検討した上で再構築していく。トータル的な事務事業の再編整理等については、庁内組織の行財政改革推進本部会議の審議を経て決定する。

(2) 行政評価を活用する仕組の導入

現在実施している行政評価システムは、事務事業の事後評価であり、そ

それぞれの事務事業における課題把握に寄与しているが、評価結果を具体的に実行していく流れの確立が求められる。その際には、事務事業レベルの評価だけでは、事務事業間の関係や相互のバランス、施策目標に対する貢献などの視点が見えにくいことから、今後、事務事業評価に加えて政策評価又は施策評価も実施していく方向で検討し、平成 20 年度の総合計画の改定時には政策・施策体系とリンクして事務事業の再編整理等を実施していくものとする。

(3) 外部の意見を取り入れる仕組の導入

平成 16 年度から公表している行政評価結果については、ホームページ等で市民の意見等を求めており、今後もより市民にわかりやすい形で公表し、広く意見聴取できるように努めていく。また、事務事業評価から政策評価、施策評価に移行した段階では、第三者評価として市民公募委員や学識経験者等で構成する評価委員会を設置し、事務事業の再編整理等の方向性を定めていく。

(4) スキームの公表

行政評価結果をホームページで公表する際に、併せて事務事業の再編整理等のスキームについて公表するものとする。

民間委託等の推進

1 公の施設についての取組目標

(1) 平成 16 年度末時点における状況

施設の種類の種類	管理委託制度導入施設	業務委託実 施済施設	直営施設	計
レクリエーション・ スポーツ施設		11	1	12
産業振興施設				
基盤施設	2	14		16
文教施設	2	16		18
医療・福祉施設	3	21		24
その他		12		12

平成 16 年度末時点において、指定管理者制度導入施設はない。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

【民営化】

公立保育所は、最終的に各中学校区に 1 箇所を残すものとし、民営化、統合、廃止により、12 施設を 5 施設とする方向で、平成 17 年度、18 年度、20 年度に各 1 施設ずつ民営化する。(3 施設)

公立幼稚園は、平成 18 年度中に市民ニーズや負担のあり方を踏まえ、民営化について検討する。(4 施設)

【廃止】

ウェルカムホールは、利用状況・コスト面から平成 18 年度中に廃止する。
(1 施設)

【指定管理者制度の導入】

現在の管理受託制度による 7 施設及び社会福祉センター・老人福祉センターは、平成 18 年度に指定管理者制度に移行する。(9 施設)

人権文化センター3 施設、体育館 3 施設及び健康増進センター、プール 4 施設、休日診療所は、平成 19 年度に指定管理者制度導入に向けて検討する。(12 施設)

駐輪場は、平成 20 年度に指定管理者制度導入に向けて検討する。(11 施設)

火葬場は、老朽化が著しいことから、平成 18 年度に P F I 導入も視野に建替え検討し、併せて指定管理者又は運営委託のいずれかの導入に向けて検討する。(1 施設)

青少年会館 3 施設及び青少年センター、公民館 2 施設及び生涯学習センター、図書館は、平成 19 年度に指定管理者又は運営委託のいずれかの導入に向けて検討する。(8 施設)

【業務委託】

テニスコート 2 施設、市民道場、大池グラウンドは、平成 19 年度に体育館の指定管理者導入に伴い、委託化に向けて検討する。(4 施設)

公営住宅は、平成 19 年度に維持管理業務を可能な限り委託化する方向で検討する。(10 施設)

【その他】

青少年野外活動センター、歴史館は、平成 18 年度に収益性を踏まえた施設管理のあり方を検討する。(2 施設)

病院は、平成 17 年度中の外部委員も交えたあり方検討の結果を踏まえ、方向性について検討する。(1 施設)

2 公の施設以外の施設についての取組目標

(1) 平成 16 年度末時点における状況

全部委託実施済施設 0

一部委託実施済施設 5

(本庁、市民サービスコーナー、消費生活センター、消防本部、中署)

全部直営施設 0

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

市民サービスコーナー、消費生活センターは、平成 20 年度に移転の検討と併せて運営方法等について、あり方を検討する。(2 施設)

3 その他の事務についての取組目標

(1) 平成 16 年度末時点の委託状況

事務事業名	全部委託	一部委託	全部直営
本庁舎清掃	○		
本庁舎夜間警備	○		
案内・受付			○
電話交換	○		
公用車運転		○	
し尿処理	許可業者		
一般ごみ収集		○	
学校給食(調理運搬)	○		
学校用務員事務		○	
水道メーター検針	○		
道路維持補修・清掃等			○
ホームヘルパー派遣	○		
在宅配食サービス	○		
情報処理・庁内情報システム維持		○	
ホームページ作成・運営		○	
調査・集計		○	
総務関係事務(給与・旅費・福利厚生等)			○

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

【全部委託】

情報処理・庁内情報システム維持業務は、平成 19 年度にシステムの再構築の完了と併せて全部委託する。

案内・受付業務は、経費等を勘案し、平成 19 年度を目途に委託化について検討する。

【一部委託】

公用車運転業務のうち移動図書館については、平成 19 年度に図書館の指定管理者制度導入又は運営委託への移行に併せて、指定管理業務の 1 つ又は運営委託業務の 1 つとする。

一般ごみ収集業務は、平成 17 年度から順次、委託割合を高め、ごみ分別収集方法の変更や退職者の動向等により、検討していく。

学校用務員事務は、平成 17 年度以降退職者の動向により、順次委託化を進めていく。

【検討】

道路維持補修・清掃等業務は、平成 19 年度までに退職者の動向並びにごみ収集事業及び不法投棄対策事業等に係る体制を勘案し、検討する。

総務関係事務(給与・旅費・福利厚生等)は、平成 19 年度までに情報処理・庁内情報システムの導入状況を踏まえ、OA 化と併せて検討する。

定員管理・給与の適正化

1 定員管理の適正化

(1) 平成 17.4.1～平成 22.4.1 までの定員管理の数値目標

数値目標の基本的考え方

これまでの間、事業廃止や機構改革等による事務の効率化などを講じ、退職不補充により定数削減に取り組んできたが、今後については、民営化や指定管理者その他業務委託の推進に合わせて定員削減を継続し、消防事務受託など本市の固有事情を一定は勘案するものの、現在の類似団体の職員数レベルである 700 人規模まで、平成 17 年 4 月 1 日の 829 人から平成 22 年 4 月 1 日までの間に 100 人削減していくことを基本に取り組むものである。

数値目標の設定の仕方

平成 22.4.1 までに見込まれる定年退職者数に対し、民営化や指定管理者制度への移行その他業務委託の推進による人員削減可能数を年度ごとに比較した上、退職不補充を基本に削減数値を設定するものである。ただし、消防職など職種によって退職補充が必要なものについては補充していくほか、定年による再任用者は、すべて短時間雇用者と見込んで、採用者数としては勘案しない。

また、早期退職者は、定年退職者と同様、民営化等による人員削減可能

数の範囲内で、原則、退職不補充として削減数を上積みして設定するものである。

採用者・退職者の見込み

(人)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	計
退職者	38	8	12	20	22	100
採用者	13			2	3	18

平成 17 年度以外は定年退職者数のみ計上したもの。採用者数は、定年退職者の職種により補充が必要な人数を計上。

(2) 平成 11.4.1～平成 16.4.1 までの純減実績

過去の純減実績の内容

(単位:人・%)

区 分	11.4.1	12.4.1	13.4.1	14.4.1	15.4.1	16.4.1	差 引	増減率
普 通 会 計	994	968	926	910	896	866	128	12.9
一般行政	665	653	621	609	594	572	93	14.0
特別行政	329	315	305	301	302	294	35	10.6
その他の会計	558	553	564	552	546	544	14	2.5
合 計	1,552	1,521	1,490	1,462	1,442	1,410	142	9.1

(3) 定員適正化計画の見直し状況

見直しの経緯、内容等

平成 11 年 3 月策定の定員適正化計画は、その後の行財政改革実施計画、同第二次実施計画、財政健全化計画、同修正計画に引き継がれ、各種業務の民間委託や保育所の民営化等の方向を打ち出し、平成 18 年 4 月 1 日の普通会計職員数 800 名を目標として取り組んできている。

2 給与の適正化

(1) 高齢層職員昇給停止

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、55 歳昇給停止措置に替えて 55 歳以上の昇給幅を通常の半分程度に抑制する方向で、給与制度全体の見直しの 1 つとして平成 18 年度中に検討していく。

(2) 不適正な昇給運用の是正

条例等に基づかない又は根拠のない一斉昇給等の不適正とされる昇給運用は行っていない。

(3) 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、平成 18

年度から新俸給表に基づき実施するものとし、いわゆるワタリ制度は平成 21 年度までの廃止に向け見直しを行っていく。

(4) 退職手当の支給率の見直し

退職手当の支給率は、既に国基準通りとしているほか、平成 16 年度には一律の退職時特別昇給制度を廃止している。

(5) 諸手当の総点検の実施

特殊勤務手当の適正化

平成 12 年度に特殊勤務手当の見直しを実施し、実態にそぐわなくなっている手当は廃止しており、手当の種類自体には不適正なものはないが、手当の金額において、他団体と比較して高水準とされる手当については、平成 18 年度を目途に是正を図るものとする。

その他の手当の適正化

）住居手当

住居手当の適正化を図るため、平成 14 年度～16 年度に一律支給分の段階的削減を実施してきており、平成 18 年度を目途に国基準に準じた措置に変更していくものとする。

）管理職手当

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、本市では既に職階ごとの定額制としている。なお、財政健全化のため、平成 12 年度から約 30%カット、平成 14 年度から 50%カットを実施している。

）通勤手当

交通機関等の利用者については、国基準同様、平成 15 年度に 6 か月定期扱いでの支給としている。一方、自動車等の使用者については、通勤距離 2 キロメートル未満者への支給を平成 16 年度に廃止し、適正化を図っている。また、国基準と相違する部分については、毎年、実費相当額を勘案の上、適正化を図っていくものとする。

(6) 技能労務職の給与の見直し

国や民間の同種の職種との比較の実施

技能労務職に係る給与については、給料のほか職種によって特殊勤務手当等における差異もあり、単純に民間や国・他団体と比較しにくい部分もあるが、平成 18 年度までに国・民間の同種の職種との比較を実施するものとする。

給料表の適正化

現在の本市の給料表は、技能労務職等を対象とする行政職給料表(2)の

ほか、医療職給料表及びその他の一般職を対象とする行政職給料表(1)に区分しているが、行政職間では職種による差はない。今後は、給与構造改革による新俸給表並びに国や民間の同種の職種との比較結果を踏まえて、平成18年度に技能労務職の給与の見直しに向けて検討していくものとする。

(7) その他

職員福利厚生制度の見直し

職員の福利厚生は、地方公務員法で定められているとおり、市の責務ではあるが、最近の世論や社会情勢を踏まえ、市の負担の適正化の観点から、次の見直しを実施する。

- ・ 大阪府市町村職員互助会における退職給付金等への市負担廃止、市・職員の負担割合の適正化を他の構成団体とともに進めていく。
- ・ 本市職員共済会について、平成18年度に一旦市負担を廃止し、あり方について検討する。

3 定員・給与の公表

(1) 平成17年度の公表状況

インターネットHPへの掲載

平成17年度中にわかりやすい解説を付して市のホームページに掲載するものとする。

国の公表様式への準拠

公表様式は、市民が他団体との容易な比較ができるよう、国に準拠したものとし、必要に応じて詳細や説明等を追加するものとする。

その他の媒体による公表

職員の人件費等の状況は、これまでも毎年決まった時期に市報で公表してきたが、今後もホームページへの公表と併せて実施するほか、市の情報公開コーナーにおいても公表資料を開架し、いつでも市民が見られる状態にしておく。

(2) 今後の計画等

泉佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に沿って、市の定員・給与について市民への説明責任を果たすため、必要事項を毎年公表するとともに、適宜、実施状況について報告していくものとする。

第三セクターの見直し

1 既存法人の見直し

(1) 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

平成 16 年度末時点における策定状況

第三セクター全体におよぶ総合的な指針・計画はないが、100%出資法人については、平成 13 年度策定の泉佐野市行財政改革推進計画第 2 次実施計画において、法人としての独自性・柔軟性が発揮できる手法や市が関わる部分の検討の実施を掲げ、具体的な事業見直しや派遣職員数の見直しなどに取り組んできている。

平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

本市の第三セクターは、土地開発公社・財団・株式会社で、かつ統廃合が困難な個別要素による差が大きいことから、全体的な総合指針や計画というものでなく、個別の見直しに関する計画又は方針を平成 21 年度までに策定していくものとする。

(2) 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

平成 16 年度末時点における第三セクターの法人数

本市の関与法人（出資比率 25%以上）は、5 団体（泉佐野市土地開発公社・財団法人泉佐野市公園緑化協会・財団法人泉佐野市文化振興財団・財団法人泉州都市環境創造センター・泉佐野ウォーターフロント株式会社）となっているが、財団法人泉州都市環境創造センターについては、平成 17 年 3 月 31 日をもって解散した。

平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の見直しの実施予定

ア 地方自治法改正による公共施設の管理委託制度から指定管理者制度への移行に伴い、平成 18 年度から 4 年間、財団法人泉佐野市公園緑化協会及び財団法人泉佐野市文化振興財団をそれぞれ関係施設の指定管理者に指定し、より事業の効率性及び市民サービスの向上を図るものとするが、指定期間が終了するまでには財団のあり方について検討する。

イ 土地開発公社については、平成 16 年度末の土地保有量が市の標準財政規模の 46%に達し、その大半が保有期間 5 年以上のものとなっており、公社の財政健全化を押し進める必要があることから、平成 18 年度中に市において財政状況を勘案した土地の利用・処分についての方針を策定し、それにしたがって平成 21 年度までの間、売却等の処理を実施していくものとする。

ウ 泉佐野ウォーターフロント株式会社については、平成 14 年から民事再生法を適用した再生途上にあり、現状では順調に黒字化してきている。今後も再生計画に沿って債務解消を図っていくものである。

2 監査・点検評価・情報公開の体制等

(1) 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

平成 16 年度末時点における関与法人等の状況

関与法人 5 団体、うち外部監査体制のある法人数 0、うち委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数 0

平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

不祥事事件のあった財団法人泉佐野市公園緑化協会については、調査委員会からの報告等から、平成 18 年度に外部評価を実施するものとする。これ以外について、民事再生中の泉佐野ウォーターフロント株式会社は、利用者団体に定期的に経営状況を報告しており、再生後の外部監査実施について検討するものとし、財団法人泉佐野市文化振興財団は、理事会のほか評議員会が設置され、定期的に経営点検等が実施されていることから、機能強化を図る方向で検討する。

また、泉佐野市土地開発公社は、現段階では先に公社健全化に係る市の計画策定が必要であることから、外部監査実施については検討課題とする。

(2) 情報公開実施状況及び取組目標

平成 16 年度末時点における関与法人等の状況

関与法人 5 団体について、財務諸表の概要、財政支援の状況は公開しているが、必要性・今後の見通し、点検評価の結果の情報公開を行っている団体はない。

平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

財務諸表の概要、財政支援の状況は、引き続き情報公開コーナーで公開し、財政支援の必要性・今後の見通しについては、平成 18 年度から追加して公開するものとする。また、点検評価については、実施次第その結果を公開する。

公表媒体としては、紙ベースのほか、すべての団体について平成 18 年度中に各団体のＨＰへのリンク又は市ＨＰへの登載により実施するものとする。

3 第三セクターの役職員と給与の見直し

(1) 役職員数の削減計画

平成 16 年度末時点における役職員数、役職員の削減計画

ア 関与法人の役員数 66 人、職員数 27 人

イ 役職員の削減計画はないが、民事再生中の法人を除き、役員については基本的に無報酬であることから、役員の削減計画策定の必要性は乏しい。

平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 16 年度末に解散した団体のほか、法人のあり方自体から検討する必要があることから、削減計画は策定しない。なお、民事再生中の法人は既に削減済の位置付けであるほか、土地開発公社は市の兼務職員のみで構成されており、削減計画の必要性はない。また、残る財団についても個別に平成 17 年度に職員削減しており、削減余地はないに等しい。

(2) 今後の給与の見直し計画

平成 16 年度末時点における第三セクターの給与の見直しに関する計画の策定状況および策定予定

ア 関与法人について、給与の見直しに関する計画の策定はしていない。

イ 策定予定としては、民事再生中の法人は既に見直し済の位置付けであるほか、土地開発公社は人件費なしのため対象から除き、残る財団について、平成 18 年度までに給与の見直し計画を策定するものとする。

平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

財団職員の給与について、現在の市職員に準じた給料水準、各種手当・賞与等を民間比較して検討し、平成 19 年度までに就業規則等の改正を経て順次実施していくものとする。

経費節減等の財政効果

1 歳入関係

(1) 超過課税の実施、法定外税新設

現在、超過課税を実施している税目は、市民税法人均等割で制限税率（昭和 52 年 4 月 1 日実施）、法人税割で制限税率（昭和 50 年 5 月 1 日以降の事業年度から実施。ただし、資本等の金額が 1 億円以下の法人等は標準税率とする不均一課税）としており、平成 16 年度決算ベースで 186 百万円の増収となっている。これら以外の税目での超過課税はなく、法定外税も実施していない。

平成 13 年には泉佐野市行財政改革推進委員会からの報告書において、超過課税の提言があったほか、平成 16 年税制改正で超過課税できる要件の緩和や固定資産税の制限税率の撤廃など課税自主権を尊重する方向性が示されている。本市としては、今後、国の税制改正の動きや財政状況を踏まえ、新たな課税客体も視野に入れながら研究していくものとする。

(2) 税の徴収対策

市税徴収率は、平成 16 年度合計徴収率 89.9%と大阪府内都市平均の 91.8%と比べて低いものの、現年課税分は府内都市平均を 0.3%上回る 98.2%となっている。この数値は、平成 11 年度の 97.2%（当時の府内都市平均 97.5%）より 1%上回っているが、この間、差押え件数を平成 11 年度の約 10 倍の 350 件とするなどの滞納処分をはじめ徴収強化を図ってきたものである。

今後は、平成 17 年度の合計徴収率を 90%超とし、平成 21 年度までに府内都市平均を上回るよう、更に徴収強化を図るものとする。

(3) 使用料・手数料の見直し

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

平成 15 年度に保育所保育料・幼稚園保育料・火葬場使用料・文化会館等使用料の改定並びに粗大ごみ収集手数料・留守家庭児童会会費の有料化を実施し、平成 16 年 6 月策定の財政健全化修正後計画と同時に策定した使用料・手数料におけるコスト対受益の統一見直し基準により、平成 16 年度に諸証明手数料等の一斉改定を実施した。この間の財政効果額は、197 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

前記見直し基準に沿って、平成 17 年度・18 年度において各種公共施設使用料をはじめとした一斉改定・有料化を実施することにより、財政効果額 289 百万円の計画としており、平成 19 年度以降も 3 年ローリングで見直しを行い、その時点のコストの積算結果に応じて適正な受益者負担となるよう改定していくものとする。

(4) 未利用財産の売り払い等

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

旧第二中学校跡地・長南幼稚園跡地・旧末広団地住宅跡地など遊休土地の売却により、1,211 百万円を収入したほか、公園緑化協会の運用財産積立金の取崩し及び文化振興財団の基本財産の取崩しによる市からのそれぞれの補助交付金を皆減することによって財政効果額 107 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

財政健全化修正後計画における平成 17 年度・18 年度の商工会議所用地・旧末広団地住宅跡地・松原団地住宅跡地など遊休土地の売却収入で 1,090 百万円、前記の財団財産取崩しにより財政効果額 175 百万円の計画としており、平成 19 年度以降も土地開発公社健全化に伴う買戻し計画等を見極めながら、事業用地を除く遊休地については処分していくものとする。

(5) その他

）産業集積促進条例による企業誘致

平成 13 年に泉佐野市産業集積促進条例を制定し、一定条件のもと、りんくうタウンへの進出企業に対して奨励金を交付することにより、税収増を図ることとした。実際の税収増については、平成 17 年度から 5 事業者が該当見込みで、平成 18 年度は該当事業者が倍増以上となる見込みである。平成 19 年度以降もりんくうタウン活性化による税収増となるよう奨励金を活用し、大阪府と連携しながら企業誘致に取り組んでいくものとする。

）税外歳入の確保

平成 16 年に泉佐野市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例を制定し、税以外の市の歳入について、納入者と滞納者との公平性を確保し、徴収強化を図ることとした。督促手数料や延滞金の収入自体での増収策ではなく、本条例をもとに新規滞納の防止、滞納の早期解決を図る手段として活用していくものとする。

2 歳出関係

(1) 人件費削減

）職員削減（議員含む）

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

普通会計における平成 11 年度からの累積の財政効果額は、職員削減数 137 人で 2,728 百万円となっている。退職者不補充の部分について嘱託、臨時職員等を活用してはいるものの、全体の嘱託職員等の人数を削減しており増要因がないことから、退職者不補充による効果額は、同額となる。なお、議員数は平成 14 年から 24 人から 23 人に 1 人減となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

定員適正化目標として、この間の職員純削減数を 100 人としているほか、平成 18 年度に議員数を 23 人から 21 人に 2 人減とするものである。

）給与等削減

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

下記の時限的措置に加え、特殊勤務手当・住居手当の見直し、時間外勤務手当の縮減等により、財政効果額は 3,018 百万円となっている。

ア 職員給料は、平成 13 年 1 月から 24 か月昇給延伸を行い、平成 15 年度から 3%カットを行っている。

イ 期末勤勉手当は、平成 15 年 3 月から役職等加算率の 20%～50%カットを行っている。

ウ 特別職等の給与・手当は、平成 12 年 7 月から 10%給料カット、平成 14 年 4 月からは 20%カット及び退職手当の 20%カットを行っている。

エ 議員報酬は、平成 14 年 3 月から期末手当 0.5 カ月分のカットを実施したほか、平成 16 年度から総報酬額の 3%カットを行っている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 17 年度は、給料カット等の時限的措置を継続し、平成 18 年度以降については、平成 17 年人事院勧告の給与構造改革を踏まえた改正を優先し、財政健全化修正後計画の目標効果額に不足する場合には継続実施する項目を検討する。

）その他

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

下記の項目の実施により、財政効果額は 81 百万円となっている。うち、福利厚生事業に係るものは 5 百万円である。

ア 平成 13 年度に市の審議会等の附属機関を 48 機関から 34 機関に統廃合し、委員定数 735 人から 486 人に削減したほか、委員公募などの附属機関の活性化及び透明性の向上を図った。

イ この間、OA 化や事業見直しにより、嘱託職員やパート職員数の削減を行ってきた。

ウ 職員福利団体定期保険料の市負担を廃止した。

エ 職員共済会への市補助金を縮減した。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 17 年度に審議会等の委員報酬を 3%～38%カットとしたほか、嘱託職員やパート職員数を更に削減するものとした。ただし、今後は正職員の退職者不補充と業務量を勘案して、経費面・効率性等からその都度嘱託職員やパート職員の活用を検討するものとする。

また、職員厚生事業関係においては、平成 18 年度に職員共済会のあり方を検討し、より適正な実施方法を再構築するものとする。

(2) 組織の統廃合

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

この間、介護保険制度の発足や行政情報化の推進などに対応しながら、事業の委託化、事業部門の再編などを講じるものとして、平成 12 年度と平成 15 年度の 2 回にわたって機構改革を実施し、計 3 部 3 課の減を行った。なお、財政効果額は職員（嘱託職員等も含む）削減でカウントしている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 17 年度には組織のスリム化・簡素化をめざして、窓口の一元化を図るなどの機構改革を実施し、1 部 8 課の減を行った。今後も指定管理者制度の導入拡大や保育所民営化その他業務委託の推進などに併せて、新たな市民ニーズを踏まえた上での組織の見直しを実施していくものとする。

(3) 民間委託による事務事業費削減

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

新たに民間委託を実施した業務は、本庁舎電話交換業務、学校校務員業務、老人福祉施設 3 施設の運営管理業務、学校給食センターの調理配送業務で、財政効果額は 338 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

民間委託による事務事業費削減については、経費削減と市民サービス向上を両立させられるよう、委託内容と人員削減数、現状の物件費・人件費と委託経費との比較検討を行った上で、「民間委託等の推進」の取組目標にしたがって実施していくものである。

(4) 施設等維持費の見直し

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

財政健全化修正後計画において、平成 16 年度に体育館・図書館等の各種公共施設の休館日の増及び日根野ブックステーション・旧向井家住宅の閉鎖など、施設維持に係る光熱水費や管理委託経費等を削減したほか、庁舎清掃の一部職員実施による清掃委託料の減、ＩＰ電話導入による電話料金の減などにより、財政効果額は 51 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

各種公共施設の休館日の増は、財政健全化期間の臨時的措置であり平成 17 年度・18 年度は継続し、平成 19 年度には原則として元に戻すこととしているが、一部施設については利用状況等を踏まえて、再度、休館日数・開館時間等について平成 18 年度に検討するものとする。

なお、休館日増とした施設の多くは、指定管理者制度の導入検討の対象施設としており、指定管理者となる事業者の提案によっては、元の休館日よりも休館する日を減らし、かつ経費削減できる可能性が考えられるものである。

(5) 補助金等の整理合理化

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

平成 15 年度までにも補助金等の一定の見直しを実施し、団体助成金等の一律 10%カットや一部廃止等を行ってきたが、財政健全化修正後計画において、平成 16 年度に団体助成金の整理合理化を評価手法を用いて一斉実施したほか、市税前納報奨金・し尿汲み取り補助金等の段階的縮小及び廃止により、財政効果額は 1,527 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 17 年度・18 年度は、財政健全化修正後計画に沿って病院補助金・文化振興財団補助金・コミュニティバス運営補助金等の削減などを実施し

ていく。平成 19 年度以降については、団体運営全体に対する助成金は個別の事業補助金へ移行していくものとする。

(6) 投資的経費の見直し

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

道路維持補修工事・河川浚渫工事・住宅改修工事・庁舎維持補修工事などの杣工事費の削減のほか、当初計画の事業着手時期を延期するなどこの期間の投資的経費を圧縮することにより、財政効果額は 876 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 17 年度・18 年度は、財政健全化計画に沿って必要最低限に絞って事業実施し、平成 19 年度以降については、平成 18 年度中に投資的事業の優先順位を精査した 3 ヶ年計画を策定し、財政状況を踏まえた計画的な事業実施を行っていく。

(7) 内部管理経費の見直し

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

平成 11 年度に食糧費及び交際費の支出基準を策定して削減したほか、本庁職員駐車場の市負担廃止、職員研修経費の削減、旅費日当の縮減、電算管理運営リースの延長などの経費削減により、財政効果額は 446 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 16 年度までの経費削減策を引き続き実施していくほか、「民間委託等の推進」に掲げる総務関係事務（給与・旅費・福利厚生等）の O A 化・委託化を検討するとともに、職員研修等においてより効率性を高められるよう取り組んでいく。

(8) その他事務事業の整理合理化

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

財政健全化計画の計画項目を含む下記項目の実施により、財政効果額は 5,953 百万円となっている。

ア 国際映画祭・市民まつり・ザまつりなどイベント・行事等の休廃止、縮小又は補助休止、主催団体による自主運営化により、経費削減を図った。

イ 敬老祝金の段階的見直し、旧同和对策個人給付の廃止など市単独の個人給付等扶助費の廃止・縮小を実施した。

ウ 市史刊行の見直し、図書館図書購入・講座講習の縮小をはじめ、すべての事務事業において、事業縮小・経費削減を行ってきた。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

平成 17 年度・18 年度は、財政健全化修正後計画に沿って、イベント・行事等においては、つばさのまちフェスタの市負担廃止など更なる見直しを行い、個人給付等扶助費においては、母子家庭給付金・障害者福祉給付金等を廃止する。その他事務事業においては、市単独運営事業の半減・国府補助運営事業の削減をはじめ全般にわたって見直しを実施していく。

平成 19 年度以降については、基本的には平成 18 年度までの見直し施策を踏襲するが、必要性に応じて事務事業の再構築、事業見直しを引き続き行っていく。

(9) その他

平成 11 年度～平成 16 年度までの実績

公債費において、財政健全化計画の策定・実施に伴う府貸付金の金利低減措置を受けたほか、一時借入金利子の低減を図った。特別会計への繰出金においては、国保・下水道・上水道各会計への基準外繰出金の休止、介護認定審査事務の簡素化による介護保険特別会計への繰出金の削減を図った。これらにより、財政効果額は 1,767 百万円となっている。

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

府貸付金の金利低減措置は平成 18 年度までであるが、公債費対策として、新発債・借換債の入札方式の導入実施するほか、制度上、可能な範囲での既発債の低金利への借換えを検討するものとする。

特別会計への繰出金においては、基本的には基準内繰出の範囲を超える経費については、各会計の経費削減や受益者負担の適正化など独立採算的な自助努力によるものとする。

地方公営企業の見直し

【病院事業】

1 経営改革の推進

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

民間への事業譲渡の実績

なし

指定管理者制度、P F I 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入実績

指定管理者制度、P F I 事業の実績はないが、民間委託については、医事業務をはじめ、患者給食、検体検査、清掃及び設備機械運転などの施設管理など多くの業務の委託化を図ってきている。また、医薬分業としての

院外処方については、早い段階で実施済みである。さらに、平成 11 年度から 5 年間民間コンサルタントに委託して業務全般の見直しを行い、医薬材料費の整理合理化をはじめ医事業務などの委託内容の見直しにより、費用削減に取り組んできている。

収益増加への取組実績

病診連携など地域の公立病院としての役割を踏まえて、高度医療機器の配備、医療スタッフの充実など、量より質を重んじた経営方針により、患者 1 人 1 日当たりの診療収入の増加を図ってきている。

また、特定療養費、分娩料等は、平成 14 年度及び平成 16 年度に料金改定を行い、あわせて収益確保に努めている。

組織、体制の見直し実績

従来の標榜診療科を基本にしながら、体制としては、臓器毎に順次センター化を図り、診療科を越えた医療サービスの提供を押し進めている。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

民間への事業譲渡

同一区画内に府立泉州救命救急センターを有し、当病院が委託を受けて運営しているほか、同センター内の本市感染症センターは、近接する関西国際空港における感染症患者に対応するための高度安全病床を備えている。これらを併せた「りんくう総合医療センター」は、現時点では公立病院として運営していくことが市民・府民から求められており、当面、民間への事業譲渡を実施する予定はない。

指定管理者制度、PFI 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入

平成 17 年度中に外部委員を交えた病院あり方検討会を開催し、独立行政法人への移行等も含めた民間的経営手法の導入を検討し、平成 21 年度までに検討会の提言結果を踏まえて実施していくものとする。

収益増加への取組

医療保険制度の改革、新たな診療報酬の枠組みなど見直しの方向性を踏まえた上、上記のあり方検討会の提言結果を尊重し、平成 18 年度に収益増加への取組を含めた経営計画を策定し、それに沿って実施していくものとする。なお、収益増加策においては、優秀な医師が欠かせないことから、医師確保対策を講じるものとする。

組織、体制の見直し

平成 17 年度に診療科を増設し、よりニーズの高いものへの対応を講じることとするが、平成 18 年度には、あり方検討会の提言結果を踏まえ、経営計画策定の中で、組織、体制の見直しについても再度検討するものとする。

2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

平成 11 年 4 月 1 日～平成 16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

病院職員数は、平成 11 年 4 月 1 日の 450 人に対して、平成 16 年 4 月 1 日現在 448 人となっている。

平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の目標、適正化目標の設定の仕方

条例定数は 486 人となっているが、平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数は 459 人である。今後の定員管理の目標としては、退職給与金を除いた給与費対医業収益比率を 40%以下に保ちながら収益増加をめざした定員管理を実施していくものとする。

(2) 給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

ア 高齢層職員昇給停止

55 歳の昇給停止は実施していない。

イ 不適正な昇給運用の是正

現在のところ、一斉昇給等の不適正とされる昇給運用は行っていない。

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

これまで見直しを実施していない。

エ 退職手当の支給率の見直し

退職手当の支給率は、既に国基準通りとしているほか、平成 16 年度には一律の退職時特別昇給制度を廃止している。

オ 諸手当の総点検の実施

）住居手当

住居手当の適正化を図るため、平成 14 年度～16 年度に一律支給分の段階的削減を実施している。

）管理職手当

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、本市では既に職階ごとの定額制としている。なお、財政健全化のため、平成 12 年度から約 30%カット、平成 14 年度から 50%カットを実施している。

）通勤手当

交通機関等の利用者については、国基準同様、平成 15 年度に 6 か月定期扱いでの支給としている。一方、自動車等の使用者については、通勤距離 2 キロメートル未満者への支給を平成 16 年度に廃止し、適正化を図っている。

カ 給与水準の見直し

すべての職種についての他団体、国、民間の同種の職種との比較は実施していない。

キ 給料表の適正化

給料表は、市の行政職給料表、医療職給料表によっており、見直しは実施していない。

今後の給与の適正化目標、目標の具体的な内容

ア 高齢層職員昇給停止

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、55 歳昇給停止措置に替えて 55 歳以上の昇給幅を通常の半分程度に抑制する方向で、給与制度全体の見直しの 1 つとして平成 18 年度中に検討していく。

イ 不適正な昇給運用の是正

是正不要

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、平成 18 年度から新俸給表に基づき実施するものとし、いわゆるワタリ制度は平成 21 年度までに見直しを行っていく。

エ 退職手当の支給率の見直し

今後も国に準じて適正水準を維持していく。

オ 諸手当の総点検の実施

）住居手当

平成 18 年度を目途に国基準に準じた措置に変更していくものとする。

）通勤手当

国基準と相違する部分については、毎年、実費相当額を勘案の上、適正化を図っていくものとする。

）特殊勤務手当

手当の種類・金額について、平成 18 年度に他団体との比較等を実施した上、実態にそぐわないものについては、是正を図るものとする。

カ 給与水準の見直し

給料のほか職種によって手当等における差異もあり、単純に民間や国・他団体と比較しにくい部分もあるが、平成 18 年度までに国・民間の同種の職種との比較を実施するものとする。

キ 給料表の適正化

給与構造改革による新俸給表並びに国や民間の同種の職種との比較結果を踏まえて、平成 18 年度に給料表の適正化に向けて検討していくものとする。

ク その他

職員福利厚生制度については、市と歩調を合わせて次の見直しを実施す

る。

- ・ 大阪府市町村職員互助会における退職給付金等への市負担廃止、市・職員の負担割合の適正化を他の構成団体とともに進めていく。
- ・ 本市職員共済会について、平成 18 年度に一旦市負担を廃止し、あり方について検討する。

(3) 定員管理、給与の適正化の公表状況

平成 17 年度の公表実績

ア インターネットＨＰへの掲載

平成 17 年度中にわかりやすい解説を付して市のホームページに掲載するものとする。

イ 国の公表様式への準拠

公表様式は、市民が他団体との容易な比較ができるよう、国に準拠したものとし、必要に応じて詳細や説明等を追加するものとする。

ウ その他の媒体による公表

職員の人件費等の状況は、ホームページへの公表と併せて、市の情報公開コーナーにおいても公表資料を開架し、いつでも市民が見られる状態にしておく。

今後の公表の具体的な内容

泉佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に沿って、市の定員・給与について市民への説明責任を果たすため、必要事項を毎年公表するとともに、適宜、実施状況について報告していくものとする。

3 経費節減等の財政効果

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの実績

収入関係

ア 未収金の徴収対策

体制を強化し、電話や訪問による納入督促など収納確保を図り、平成 16 年度は過年度分の収納率を 31.7%とし、前年度より 10 ポイント引き上げている。

イ 料金の見直し

平成 14 年度に特定療養費を改定し、分娩料及び室料差額に市外料金を設定した。更に見直し、平成 16 年度には、特定療養費を再度改定し、分娩料及び文書料の見直しを行った。以上により、財政効果額は 79 百万円となっている。

ウ 未利用財産の売り払い等

平成 11 年度以降の実績はない。

支出関係

ア 人件費削減

市と歩調を合わせ本俸、手当の削減を図ったことにより、902 百万円の財政効果となっている。

イ 組織の統廃合

平成 11 年度以降の実績はない。

ウ 民間の経営手法導入による事務事業費削減

民間コンサルタントに委託し、委託業務全般を見直し、コスト削減を図ったことにより、財政効果として、平成 11 年度の実績額と比較して、705 百万円の財政効果額となっている。

エ その他

平成 13 年度から地域公立 8 病院で共同購入事業を開始し、28 百万円の経費節減を図った。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経費節減等の目標

収入関係

ア 未収金の徴収対策

未収金の発生防止策及び早期回収の方策について平成 18 年度にマニュアル等総点検を行い、平成 19 年度に現年度分は調定額に対する発生率を 4.0%、過年度分の収納率を 40%まで改善するものとする。

イ 料金の見直し

3 年毎の見直しを基本として、他病院との比較及びコスト積算を行った上で、料金改定を実施していくものとする。

ウ 未利用財産の売り払い等

昭和 32 年に取得し、職員宿舎として使用していたものの長年未使用となっている土地建物について種々制約はあるが、平成 19 年度までに売却処分する。

支出関係

ア 人件費削減

平成 17 年度は、給料カット等の時限的措置を継続し、平成 18 年度以降については、平成 17 年人事院勧告の給与構造改革を踏まえた改正を優先し、経営計画の策定と合わせて、退職給と金を除く給与費対医業収益比率 40%以下を目標とするものとする。なお、医師確保などの観点から削減に関して一定の制約が予想されるが、市及び他団体の状況等を踏まえ、適正な水準の確保を目指すものとする。

イ 組織の統廃合

現在進めているあり方検討会の意見等を踏まえて、平成 18 年度に策定する経営計画の中で検討するものとする。

ウ 民間的经营手法導入による事務事業費削減

平成 17 年度から民間コンサルタントに委託し、医薬品等の購入価格及び委託業務全般の価格について助言を得ることとしており、平成 18 年度からの契約事務に反映させることとし、平成 18 年度に事務の合理化及びコスト削減の観点からも医薬品等の一括購入業務の実施及び院内物流業務の改善を実施する。また、これ以外にも定期的にコンサルタント等の外部の意見を聴取する方向で検討する。

エ その他

運営経費の削減及びサービス向上を図るため、駐車場設備の抜本的な改善が必要であり、平成 18 年度に計画を策定し、民間の効率的な手法を活用しながら、平成 19 年度に事業実施する。

【水道事業】

1 経営改革の推進

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

民間への事業譲渡の実績

なし

指定管理者制度、P F I 事業、民間委託等の民間的经营手法の導入実績

指定管理者制度、P F I 事業の実績はないが、民間委託については、水道料金等の集金業務委託、コンビニエンスストアでの収納業務委託、検針業務委託等の業務の委託化を図ってきている。

収益増加への取組実績

景気低迷や節水意識の高まりなどによって総配水量が減少又は横ばい傾向にある中、大口需要家に配慮した水道料金の改定、料金徴収の強化等により収益増加を図ってきている。

組織、体制の見直し実績

平成 15 年度に水道局と下水道部を統合して上下水道局とし、事務効率を高めることとしている。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

民間への事業譲渡

現在、アウトソーシング等を更に進める予定にしており、民間への事業譲渡については検討課題とする。

指定管理者制度、P F I 事業、民間委託等の民間的经营手法の導入

指定管理者制度導入は法的課題もあり、検討課題とする。P F I 事業は

対象となるような事業予定はない。

民間委託については、平成 17 年度から料金滞納処理事務の一部を委託して未収金の徴収強化をさらに進めるほか、平成 19 年度を目途に浄水場運転管理業務を委託化していくものとする。

収益増加への取組

平成 16 年度の合計徴収率が 97%であったため、徴収方針の見直し等により合計徴収率を平成 21 年度で 98%を目標に努めていくものとする。

組織、体制の見直し

平成 19 年度を目途とする浄水場運転管理業務の委託化等に合わせて、組織体制を見直すものとする。

2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

平成 11 年 4 月 1 日～平成 16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

水道事業職員数は、平成 11 年 4 月 1 日の 50 人に対して、平成 16 年 4 月 1 日現在 45 人で 10%の減となっている。

平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の目標、適正化目標の設定の仕方

平成 17 年 4 月 1 日の 44 人から平成 22 年 4 月 1 日までの間に、業務委託の推進等による退職不補充及び一般会計への異動により、10 人削減(22.7%減)することを目標に取り組むものである。

(2) 給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

ア 高齢層職員昇給停止

55 歳の昇給停止は実施していない。

イ 不適正な昇給運用の是正

現在のところ、一斉昇給等の不適正とされる昇給運用は行っていない。

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

これまで見直しを実施していない。

エ 退職手当の支給率の見直し

退職手当の支給率は、既に国基準通りとしているほか、平成 16 年度には一律の退職時特別昇給制度を廃止している。

オ 諸手当の総点検の実施

）住居手当

住居手当の適正化を図るため、平成 14 年度～16 年度に一律支給分の段階的削減を実施している。

）管理職手当

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、本市では既に職階ごとの定額制としている。なお、財政健全化のため、平成 12 年度から約 30%カット、平成 14 年度から 50%カットを実施している。

）通勤手当

交通機関等の利用者については、国基準同様、平成 15 年度に 6 か月定期扱いでの支給としている。一方、自動車等の使用者については、通勤距離 2 キロメートル未満者への支給を平成 16 年度に廃止し、適正化を図っている。

）特殊勤務手当

企業手当を平成 11 年度に見直し、段階的削減により平成 13 年度に廃止している。

カ 給与水準の見直し

すべての職種についての他団体、国、民間の同種の職種との比較は実施していない。

キ 給料表の適正化

給料表は、市の行政職給料表によっており、見直しは実施していない。
今後の給与の適正化目標、目標の具体的な内容

ア 高齢層職員昇給停止

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、55 歳昇給停止措置に替えて 55 歳以上の昇給幅を通常の半分程度に抑制する方向で、給与制度全体の見直しの 1 つとして平成 18 年度中に検討していく。

イ 不適正な昇給運用の是正

是正不要

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、平成 18 年度から新俸給表に基づき実施するものとし、いわゆるワタリ制度は平成 21 年度までに見直しを行っていく。

エ 退職手当の支給率の見直し

今後も国に準じて適正水準を維持していく。

オ 諸手当の総点検の実施

）住居手当

平成 18 年度を目途に国基準に準じた措置に変更していくものとする。

）通勤手当

国基準と相違する部分については、毎年、実費相当額を勘案の上、適正化を図っていくものとする。

）特殊勤務手当

浄水場運転管理業務の委託化に伴う人員減等により、平成 19 年度中に廃止していくものとする。

カ 給与水準の見直し

技能労務職に係る給与については、給料のほか職種によって特殊勤務手当等における差異もあり、単純に民間や国・他団体と比較しにくい部分もあるが、平成 18 年度までに国・民間の同種の職種との比較を実施するものとする。

キ 給料表の適正化

給与構造改革による新俸給表並びに国や民間の同種の職種との比較結果を踏まえて、平成 18 年度に給料表の適正化に向けて検討していくものとする。

ク その他

職員福利厚生制度については、市と歩調を合わせて次の見直しを実施する。

- ・ 大阪府市町村職員互助会における退職給付金等への市負担廃止、市・職員の負担割合の適正化を他の構成団体とともに進めていく。
- ・ 本市職員共済会について、平成 18 年度に一旦市負担を廃止し、あり方について検討する。

(3) 定員管理、給与の適正化の公表状況

平成 17 年度の公表実績

ア インターネットHPへの掲載

平成 17 年度中にわかりやすい解説を付して市のホームページに掲載するものとする。

イ 国の公表様式への準拠

公表様式は、市民が他団体との容易な比較ができるよう、国に準拠したものとし、必要に応じて詳細や説明等を追加するものとする。

ウ その他の媒体による公表

職員の人件費等の状況は、ホームページへの公表と併せて、市の情報公開コーナーにおいても公表資料を開架し、いつでも市民が見られる状態にしておく。

今後の公表の具体的な内容

泉佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に沿って、市の定員・給与について市民への説明責任を果たすため、必要事項を毎年公表するとともに、適宜、実施状況について報告していくものとする。

3 経費節減等の財政効果

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの実績

収入関係

ア 未収金の徴収対策

平日夜間等の戸別訪問を行い、未収金の対策を行ってきた。

イ 料金の見直し

平成 13 年度に平均改定率 10.18%の水道料金の改定をし、その後、平成 16 年度に平均改定率 15.0%の改定を行った。この間の財政効果額は 1,108 百万円となっている。

ウ 未利用財産の売り払い等

平成 12 年度に不要となっていた日根野原水中継用地を売却したことにより、財政効果額は 8 百万円となっている。

支出関係

ア 人件費削減

）職員削減による平成 11 年度～平成 16 年度までの実績は、職員の 5 人削減及び平成 16 年度に水道事業管理者を置かないことにしたことにより、平成 11 年度からの累積の財政効果額は 137 百万円となっている。

）給与等削減による平成 11 年度～平成 16 年度までの実績として、下記の時限的措置に加え、特殊勤務手当・住居手当の見直し等により、財政効果額は 197 百万円となっている。

- ・ 職員給料は、平成 13 年 1 月から 24 か月昇給延伸を行い、平成 15 年度から 3%カットを行っている。
- ・ 期末勤勉手当は、平成 15 年 3 月から役職等加算率の 20%～50% カットを行っている。
- ・ 管理者の給与・手当は、平成 12 年 7 月から 10%給料カット、平成 14 年 4 月からは 20%カット及び退職手当の 20%カットを行っている。

イ 組織の統廃合

平成 15 年度において実質的に上下水道統合による人員削減効果は発生していない。

ウ 民間的経営手法導入による事務事業費削減

平成 10 年度よりコンビニエンスストアによる収納業務の民間委託を行っているが、その後の民間的経営手法の導入がないため、事務事業費の効果額は発生していない。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経費節減等の目標

収入関係

ア 未収金の徴収対策

平成 17 年度から水道料金等の集金業務を民間委託し、今後の委託業務内容、徴収方針を検討し未収金の対策を強化していくものとする。

イ 料金の見直し

4 年毎の見直しを基本として、累積赤字の解消を勧告し、また収益的収支のバランスを考慮した上で、料金改定を実施していくものとする。

ウ 未利用財産の売り払い等

現時点では対象財産はない。

支出関係

ア 人件費削減

）職員削減は、定員適正化目標として、この間の職員純削減数を 10 人としている。

）給与等削減については、平成 17 年度は給料カット等の時限的措置を継続し、平成 18 年度以降については、平成 17 年人事院勧告の給与構造改革を踏まえた改正を行っていくものとする。

イ 組織の統廃合

平成 17 年度において、上下水道が統合することにより、事務の円滑化、連携等を図り今後事務の見直しを行っていくものとする。

ウ 民間の経営手法導入による事務事業費削減

平成 19 年度を目途とする浄水場運転管理業務の委託化及び閉開栓業務を民間委託化の検討を行っていくものとする。また、企業会計については、専門的な知識等が必要なため、一部民間委託化の検討及び会計システムの変更による事務の効率化を検討していくものとし、他には漏水修理体制について、段階的に民間委託による経費の節減を図っていくものとする。

【下水道事業】

1 経営改革の推進

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

民間への事業譲渡の実績

建設初期段階のため実績なし。

指定管理者制度、P F I 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入実績

指定管理者制度、P F I 事業の実績はないが、民間委託については、中央ポンプ場の運転操作業務をはじめ、管路清掃業務・水質分析業務・沈砂運搬業務を委託し、また現在建設中の北ポンプ場についても建設工事を委託している。

収益増加への取組実績

下水道普及率は府下でも最低ランクにあるものの、りんくうタウン・食

品コンビナート等の大口需要家の接続により、有収水量が飛躍的に伸びてきた。また、下水道使用料の改定、戸別訪問による水洗化の奨励等により収益増加を図ってきている。

組織、体制の見直し実績

平成 15 年度に水道局と下水道部を統合して上下水道局とし、事務効率を高めることとしている。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

民間への事業譲渡

下水道普及率が低く、現在建設途上にあることから、将来的な検討課題とする。

指定管理者制度、P F I 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入

指定管理者制度導入は法的課題もあり、検討課題とする。P F I 事業は対象となるような事業予定はない。

民間委託については、平成 19 年度より北ポンプ場の運転操作業務について委託化していくものとする。

収益増加への取組

平成 17 年 4 月に下水道使用料を改定したが、下水道事業経営健全化計画に基づき、再度平成 20 年度に改定を行う予定である。

また、使用料収入となる対象世帯を広げるため、引き続き水洗化の奨励に努め、併せて受益者負担金等の滞納整理を行うものとする。

組織、体制の見直し

平成 17 年度に下水道部局の水道庁舎への移転に伴い、水道・下水道両事業の総務管理部門を一本化し、更なる事務の効率化を図るものとする。

また、下水道事業経営健全化計画での平成 21 年度の減員に合わせて、再度体制の見直し検討を行うものとする。

2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

平成 11 年 4 月 1 日～平成 16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

下水道事業職員数は、平成 11 年 4 月 1 日の 35 人に対して、平成 16 年 4 月 1 日現在 20 人で 42.9%の減となっている。

平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の目標、適正化目標の設定の仕方

平成 17 年 4 月 1 日の 19 人から平成 22 年 4 月 1 日までの間に、業務委託の推進及び一般会計への異動等により、2 人削減（10.5%減）することを目

標に取り組むものである。

(2) 給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

ア 高齢層職員昇給停止

55歳の昇給停止は実施していない。

イ 不適正な昇給運用の是正

現在のところ、一斉昇給等の不適正とされる昇給運用は行っていない。

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

これまで見直しを実施していない。

エ 退職手当の支給率の見直し

退職手当の支給率は、既に国基準通りとしているほか、平成16年度には一律の退職時特別昇給制度を廃止している。

オ 諸手当の総点検の実施

）住居手当

住居手当の適正化を図るため、平成14年度～16年度に一律支給分の段階的削減を実施している。

）管理職手当

平成17年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、本市では既に職階ごとの定額制としている。なお、財政健全化のため、平成12年度から約30%カット、平成14年度から50%カットを実施している。

）通勤手当

交通機関等の利用者については、国基準同様、平成15年度に6か月定期扱いでの支給としている。一方、自動車等の使用者については、通勤距離2キロメートル未満者への支給を平成16年度に廃止し、適正化を図っている。

カ 給与水準の見直し

すべての職種についての他団体、国、民間の同種の職種との比較は実施していない。

キ 給料表の適正化

給料表は、市の行政職給料表によっており、見直しは実施していない。

今後の給与の適正化目標、目標の具体的な内容

ア 高齢層職員昇給停止

平成17年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、55歳昇給停止措置に替えて55歳以上の昇給幅を通常の半分程度に抑制する方向で、給与制度全体の見直しの1つとして平成18年度中に検討していく。

イ 不適正な昇給運用の是正

是正不要

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

平成 17 年人事院勧告の給与構造改革において掲げているとおり、平成 18 年度から新俸給表に基づき実施するものとし、いわゆるワタリ制度は平成 21 年度までに見直しを行っていく。

エ 退職手当の支給率の見直し

今後も国に準じて適正水準を維持していく。

オ 諸手当の総点検の実施

）住居手当

平成 18 年度を目途に国基準に準じた措置に変更していくものとする。

）通勤手当

国基準と相違する部分については、毎年、実費相当額を勘案の上、適正化を図っていくものとする。

カ 給与水準の見直し

技能労務職に係る給与については、給料のほか職種によって特殊勤務手当等における差異もあり、単純に民間や国・他団体と比較しにくい部分もあるが、平成 18 年度までに国・民間の同種の職種との比較を実施するものとする。

キ 給料表の適正化

給与構造改革による新俸給表並びに国や民間の同種の職種との比較結果を踏まえて、平成 18 年度に給料表の適正化に向けて検討していくものとする。

ク その他

職員福利厚生制度については、市と歩調を合わせて次の見直しを実施する。

- ・ 大阪府市町村職員互助会における退職給付金等への市負担廃止、市・職員の負担割合の適正化を他の構成団体とともに進めていく。
- ・ 本市職員共済会について、平成 18 年度に一旦市負担を廃止し、あり方について検討する。

(3) 定員管理、給与の適正化の公表状況

平成 17 年度の公表実績

ア インターネットＨＰへの掲載

平成 17 年度中にわかりやすい解説を付して市のホームページに掲載するものとする。

イ 国の公表様式への準拠

公表様式は、市民が他団体との容易な比較ができるよう、国に準拠した

ものとし、必要に応じて詳細や説明等を追加するものとする。

ウ その他の媒体による公表

職員の人件費等の状況は、ホームページへの公表と併せて、市の情報公開コーナーにおいても公表資料を開架し、いつでも市民が見られる状態にしておく。

今後の公表の具体的な内容

泉佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に沿って、市の定員・給与について市民への説明責任を果たすため、必要事項を毎年公表するとともに、適宜、実施状況について報告していくものとする。

3 経費節減等の財政効果

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの実績

収入関係

ア 未収金の徴収対策

受益者負担金の滞納世帯に対して戸別訪問を行い、納付についての勧告を行った。

イ 料金の見直し

平成 14 年度に平均改定率 27.57%の下水道使用料の改定を行った。平成 16 年度までの財政効果額は 503 百万円となっている。

ウ 未利用財産の売り払い等

対象物件なし。

エ その他

基準外繰入として平成 13 年度～平成 15 年度までの間で総額 226 百万円を一般会計より繰り入れた。また、平成 16 年度からの資本費平準化債（制度拡大部分）の活用により、466 百万円を発行した。

支出関係

ア 人件費削減

）職員削減による平成 11 年度～平成 16 年度までの実績は、職員の 15 人削減により、平成 11 年度からの累積の財政効果額は 405 百万円となっている。

）給与等削減による平成 11 年度～平成 16 年度までの実績として、下記の時限的措置に加え、住居手当の見直し等により、財政効果額は 152 百万円となっている。

- ・ 職員給料は、平成 13 年 1 月から 24 か月昇給延伸を行い、平成 15 年度から 3%カットを行っている。
- ・ 期末勤勉手当は、平成 15 年 3 月から役職等加算率の 20%～50% カットを行っている。

イ 組織の統廃合

平成 15 年度において実質的に上下水道統合による人員削減効果は発生していない。

ウ 民間的经营手法導入による事務事業費削減

中央ポンプ場の運転操作業務等の民間委託により、事務の効率化を図ってきた。また、平成 12 年度から本運転業務内容の見直しにより、平成 16 年度までの財政効果額は 25 百万円となっている。

エ その他

平成 13 年度から建設改良費の見直しにより、汚水整備事業費の一般財源ベースで、平成 16 年度までの財政効果額は 251 百万円となっている。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経費節減等の目標

収入関係

ア 未収金の徴収対策

下水道使用料の徴収率は、平成 16 年度合計徴収率 96.3%と大阪府内平均の 93.1%（大阪市除く）と比べて高水準にあるものの、滞納繰越分は 19.0%と極めて低く、滞納整理についての課題を残している。

また、受益者負担金の徴収率は、平成 16 年度現年度分は 90.2%と大阪府内平均の 93.3%（大阪市除く）堺市以南平均の 92.8%と比べて若干低く、賦課当初からの滞納整理がなされていないため、滞納繰越分を含めた合計徴収率では 43.7%と府内平均 71.2%、堺市以南平均 70.3%を大きく下回っている。

今後は、下水道使用料及び受益者負担金の未納世帯への個別調査により未納理由等を把握し、納付勧告と併せて不能欠損処理についても積極的に行っていくものとする。また、下水道使用料については平成 21 年度の合計徴収率を 97.0%超とし、受益者負担金については第一段階の目標として平成 21 年度の合計徴収率が堺市以南平均を上回るよう、徴収強化を図るものとする。

イ 料金の見直し

下水道事業経営健全化計画に基づき 3 年毎の見直しを行い、料金改定を実施していくものとする。

平成 20 年度の改定率については、使用料体系の適正化と累積赤字の解消を勘案し、5%～20%の範囲で慎重に検討するものとする。

ウ 未利用財産の売り払い等

現時点では対象財産はない。

エ その他

平成 17 年度以降も資本費平準化債を活用し、毎年度 527 百万円～560 百万円程度の発行を行うものとする。

支出関係

ア 人件費削減

）職員削減は、定員適正化目標として、この間の職員純削減数を 2 人としている。

）給与等削減については、平成 17 年度は給料カット等の時限的措置を継続し、平成 18 年度以降については、平成 17 年人事院勧告の給与構造改革を踏まえた改正を行っていくものとする。

イ 組織の統廃合

平成 17 年度に水道・下水道両事業の総務管理部門を統合することにより、更なる事務の効率化を図るものとする。

また、職員 2 人の削減目標に合わせ、平成 18 年度以降で再度、組織体制の見直し検討を行うものとする。

ウ 民間的经营手法導入による事務事業費削減

平成 19 年度に稼働する北ポンプ場と、現在稼働中の中央ポンプ場の運転操作業務を同一業者に委託することにより、業務費等の経費節減を図るものとする。

【宅地造成事業】

1 経営改革の推進

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

民間への事業譲渡の実績

なし

指定管理者制度、P F I 事業、民間委託等の民間的经营手法の導入実績

なし

収益増加への取組実績

当面の売却見込みのない保有地について、土地の有効活用として土地賃貸収入及び駐車場収入を得て収益を増加させている。

組織、体制の見直し実績

従来から専任職員は配置していないが、平成 15 年度機構改革において、市の普通財産管理業務を兼務することとし、市有地全体を把握した上での関連事務の効率化等を図ることとした。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

民間への事業譲渡

宅地造成事業会計の主たる業務が土地売却という事業の性質上、民間へ

の事業譲渡には適さない。

指定管理者制度、P F I 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入

上記と同様、民間的経営手法の導入対象とはならない。

収益増加への取組

営業収益については、市の財政状況が悪い中、急速な土地再取得は進みにくいですが、平成 18 年度中に市において策定する土地再取得の方針に沿って、売却を進めていく。また、平成 21 年度までには売却予定とならない土地については、土地賃貸等の営業外収益を増加させる方向で検討していく。

組織、体制の見直し

市・土地開発公社との兼務体制を維持しながら、より効率的な事務処理を図るものとする。

2 経費節減等の財政効果

(1) 平成 16 年度末時点におけるこれまでの実績

収入関係

営業外収益として、平成 11 年度～16 年度の土地賃貸収入及び駐車場収入の財政効果額は、167 百万円となっており、一時借入金の削減に寄与している。

支出関係

営業外費用として、上記駐車場経営のための管理経費において、年間支出額が平成 11 年度と平成 16 年度と比較して 3 百万円削減し、当該土地の純収益が 22 百万円となり、営業外費用の支払利息をほぼ補っている。

(2) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の経費節減等の目標

収入関係

平成 17 年度以降については、市の再取得予定年度を勘案し、土地賃貸収入の増加を図ることとする。

支出関係

支払利息について、現時点では民間金融機関からの一時借入金の利率の高騰はないが、平成 18 年度に市の基金等からの借入の可能性を検討するなど支払利息の低減を図るものとする。